

常勤役員の給与に関する規則

第1条 常勤の役員にはこの規則の定めるところにより給与を支給する。

第2条 給与の種類は給料、期末手当及び通勤手当とする。

第3条 給料の月額は理事会で決定する。

2 月の中途において常勤の役員になった者、又は退職（任期満了の場合を含む。）した者若しくは死亡した者のその月の給料の額は、その月の在職日数に応じて日割計算するものとする。

3 給料の支給方法等については前項に規定する場合を除き、職員の給与に関する規則に定めるものとする。

第4条 期末手当の支給については職員の給与に関する規則第15条中第2項のただし書き及び第3項を除き同条の規定を準用する。この場合において同条第1項中「職員」とあるを「常勤の役員」と、第2項中「給料月額、扶養手当月額、管理職手当及び役付職手当（以下「職務手当」という。）月額の合計額」とあるを「給料月額」と、第4項中「職員」とあるを「常勤の役員」と読み替えるものとする。

第5条 通勤手当の支給については職員の給与に関する規則第13条の規定及び通勤手当の支給に関する規程（以下「職員の通勤手当に関連する規則等」という。）を準用する。この場合において職員の通勤手当に関連する規則等中「職員」とあるを「常勤の役員」と読み替えるものとする。